

公文書不存在決定通知書

第202300041956号

全国市民オンブズマン連絡会議事務局長 新海 聡 様

令和5年5月2日付けで請求のあった公文書の開示請求については、次のとおりその公文書を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

令和5年5月16日

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)

公文書の件名	中国電力副社長が2023年4月13日に鳥取県庁を訪問した際の面談時の中国電力持参資料
公文書を保有していない理由	令和5年(2023年)4月13日の中国電力副社長との面談時に、中国電力側から資料の提供はなかったため。
担当課	総務部総務課(電話0857-26-7771)
備考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。